

鴻巣市・川里町・吹上町

合併協定調印式



合併協定書

合併協定調印式(クリアこうのす)

鴻巣市 川里町 吹上町

合併協議会だより

VOL.4

第4号

2005.2



新「鴻巣市」誕生に向けスタート
第7回～第10回合併協議会報告
新「鴻巣市」誕生までのスケジュール

鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会

〒365-0032 鴻巣市中央1-32 TEL544-5410 FAX541-9717



誕生 に向け start スタート

～ 合併協定調印式・各議会の議決を経て埼玉県へ合併申請～



鴻巣・川里・吹上が力を結集し、新「鴻巣市」を築く



祝辞を述べる上田埼玉県知事



1月24日（月）鴻巣市文化センター「クリアこうのす」小ホールにおいて、鴻巣市・川里町・吹上町合併協定調印式が挙行されました。

合併協定調印式とは、議会の議決に先立ち、合併協議会で決定された協議結果（合併にあたっての取り決め）を確認し、1市2町の首長が調印するものです。

当日は、上田清司埼玉県知事を特別立会人に迎え、衆議院議員・地元埼玉県議会議員・合併協議会委員・1市2町の議会議員の立会いの中、合併協議会の設置から合併協定項目の協議終了に至る経過を報告の後、原口和久鴻巣市長・嶋村孝川里町長・齋藤武史吹上町長が「合併協定書」に調印しました。

また、1月31日（月）～2月1日（火）鴻巣市・川里町・吹上町の各議会において臨時議会が開催され、合併に関連する4議案（鴻巣市・吹上町・川里町の廃置分合について、廃置分合に伴う財産処分について、廃置分合に伴う議会の議員の在任について、廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期について）を慎重に審議の上、可決しました。

2月1日（火）には、1市2町の首長及び議長が埼玉県知事に廃置分合（合併）申請書を提出しました。



上田知事に合併申請書を提出（知事応接室）

10月1日 新鴻巣市

～花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす～



原口鴻巣市長
(合併協議会会長)

私は、現在の市町村を取り巻く状況を熟慮し、この地域を持続的に発展する地域とするため、市長就任以来、合併問題に全力で取り組んでまいりました。

市町村合併を、目的としてではなく、自治能力の向上や新しいまちづくり、行財政改革の手段として活用し、地域の政策主体としての新「鴻巣市」を、住民の皆様との協働により構築してまいりたいと考えております。

新「鴻巣市」は、人口12万人、面積67.49km²、水と緑に代表される豊かな自然、花々に彩られた住環境、地域に根ざした歴史と文化、また、国道17号とJR高崎線に3つの駅を持つ県央の中心都市となります。

今後は、このような新市におきまして、鴻巣・川里・吹上が力を結集し、地域の特性や個性を生かした地域づくりを推進するとともに、環境や福祉、教育など身近な行政サービスのさらなる充実を図ることにより、新市の将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現してまいりたいと考えております。今後とも変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。



嶋村川里町長
(合併協議会副会長)

地方分権時代・三位一体改革などが進む中、住民に身近な自治体としての市町村には、これまで以上の自己責任・自己決定が責務となり、主体性の確立、自立的な行政運営が求められております。

このような状況の中、川里町・鴻巣市・吹上町は、昨年7月15日に合併協議会を設置し、本日まで10回の協議を重ねてまいりました。

協議会では、熱心にご協議をいただき、素晴らしい合併協議ができましたことに、あらためてお礼申し上げますとともに、敬意を表します。

この協議結果をもとに、先般、川里町でも7会場において住民説明会を開催し、合併に対するご理解を賜りました。

今後は、合併までに諸問題を協議・調整し、10月1日にめでたく合併できるよう誠心誠意努力してまいりますので、引き続き、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



齋藤吹上町長
(合併協議会副会長)

吹上町におきましては、昨年4月の住民投票の結果を受け、7月から鴻巣市・川里町との合併協議を開始し、現在までに10回の協議を重ねてまいりました。

合併協議にあたっては、教育・保健・福祉・環境などといった身近な行政サービスを充実するべく、また、まちづくりにおいても、新市の均衡ある発展をめざした施策・事業を新市建設計画に位置付けるべく、全力を尽くしてまいりました。

私たちのまち「吹上」は、水と緑に恵まれた環境の中、教育に力を注いできたまちです。新市におきましても、このまちづくりを十分に生かし、県央の中心都市として、発展させてまいりたいと考えております。

平成17年10月1日の合併は、吹上町にとって「幕引き」ではなく、新しい吹上の「スタート」です。

1市2町の住民にとって「合併して良かった」といわれるまちづくりを吹上町・鴻巣市・川里町が力をあわせて推進してまいりますので、さらなるご支援・ご協力をお願い申し上げます。

第7回～第10回合併協議会報告

すべての合併協定項目を承認



第7回協議会は、12月12日（日）に吹上町中央公民館で開催され、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いや一部事務組合等の取扱いなど、報告事項1件、協議事項6件が協議・承認されました。

第8回協議会は、12月22日（水）に川里町農業研修センターで開催され、議会の議員の定数及び任期の取扱いや合併の期日など、報告事項1件、協議事項2件が協議・承認されました。

第9回協議会は、1月13日（木）に川里町農業研修センターで開催され、新市建設計画（案）についての報告と合併協定書（案）について協議・承認されました。

第10回協議会は、1月24日（月）に鴻巣市文化センターで開催され、新市建設計画及び合併協定書について協議・承認されました。



第7回合併協議会の概要

合併協定項目の協議

議案第51号 **vvvv承認**

【コミュニティ事業の取扱い（継続協議）】（協定項目27-23）

コミュニティセンターの管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

行政協力委員、自治会連合会及び自治会については、平成18年4月1日に再編します。

ワン・ポイント

コミュニティセンターは、住民相互の親睦と交流を図る施設として、鴻巣市に3館、川里町・吹上町に各1館あります。これらコミュニティセンターの管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことが承認されました。

また、鴻巣市には173自治会、川里町には32自治会、吹上町には31町内会があり、これら自治会への交付金等は、平成18年4月1日に再編することが承認されました。

議案第71号 **vvvv承認**

【地域自治組織の取扱い（その2）】（協定項目6）

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会、同法第5条の5第1項の規定に基づく地域自治区及び同法第5条の8第1項の規定に基づく合併特例区は、新市において設置しないものとします。

議案第72号 **vvvv承認**

【農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（その2）】（協定項目8）

川里町及び吹上町の農業委員会は、鴻巣市農業委員会に統合します。

川里町及び吹上町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、鴻巣市農業委員会の委員の残任期間、引き続き鴻巣市農業委員会の選挙による委員として在任します。

合併後最初に行われる一般選挙から、鴻巣市農業委員会の選挙による委員の定数は21人とし、選挙区制とします。

各選挙区の区域及び定数は、次のとおりとします。

- 第1区（鴻巣市の区域）＝11人
- 第2区（川里町の区域）＝6人
- 第3区（吹上町の区域）＝4人

ワン・ポイント

農業委員会選挙による委員の各選挙区の定数については、1市2町の農地面積、農家戸数、名簿登録者数の割合を基に、それぞれ算出し、定数とすることが承認されました。

（参考）1市2町農地面積等

	農地面積	農家戸数	名簿登録者数
鴻巣市	1,630ha	1,778戸	3,461人
川里町	1,030ha	895戸	2,139人
吹上町	614ha	628戸	1,194人

議案第73号 **vvvv承認**

【一部事務組合等の取扱い（その2）】（協定項目14）

鴻巣市、川里町及び吹上町が加入している一部事務組合等については、鴻巣市として引き続き加入します。鴻巣市及び川里町が加入している埼玉中部環境保全組合については、鴻巣市として引き続き加入します。

川里町が加入している騎西川里学校給食センターについては、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日（鴻巣市）が加入します。

吹上町が加入している彩北広域清掃組合については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日（鴻巣市）が加入します。

川里町が加入している北埼玉地区視聴覚教育協議会については、合併の日の前日をもって脱退します。



消防・斎場等の業務を行う
埼玉県中央広域事務組合（鴻巣市箕田）

議案第74号 vvvvv承認

【地方税の取扱い(その3)】
(協定項目10)

地方税の取扱いは、合併時に鴻巣市の制度に統一します。ただし、都市計画税及び市街化区域農地の課税については、次のとおりとします。都市計画税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取扱うものとします。

川里町については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は課税をしないこととします。

吹上町の税率については、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成18年度は0・28%、平成19年度は0・26%、平成20年度は0・24%、平成21年度は0・22%、平成22年度は0・2%とします。

川里町及び吹上町の市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税につ



いては、市町村の合併の特例に関する法律第10条第3項の規定に基づき、合併が行われた日の属する年の翌

年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を行わないものとします。

ワン・ポイント

1市2町で税率に差がある都市計画税については、合併特例法で認められている「不均一課税」を適用します。

川里町は、合併後5年間を非課税とし、吹上町は、平成17年度の税率を現行の0・3%とし、その後、毎年0・02%ずつ5年間かけて段階的に引き下げ、鴻巣市の税率である0・2%となります。

また、川里町及び吹上町の市街化区域農地に対する固定資産税及び都市計画税については、合併特例法の規定により、平成22年度分までは宅地並み課税を行います。

議案第75号 vvvvv承認

【その他事業の取扱い】
(協定項目27-24)

選挙運動の公費負担については、合併時に鴻巣市の制度に統合します。

友好都市については、合併時に吹上町の制度に統合します。

投票区及び開票区については、合併時に再編します。

成人式については、合併時に再編します。

体育祭については、平成18年4月1日に再編します。

ワン・ポイント

友好都市については、現在、吹上町が福島県金山町との間で、各種祭り等に対する住民の相互交流や災害時の応援協定の締結など、友好交流事業を行っており、合併後も継続していくことが承認されました。



Topics

1市2町21会場で住民説明会を実施

合併協議会及び1市2町では、1月15日(土)~23日(日)に、21回の住民説明会を実施しました。

説明会には、21会場合計で1,120人が参加し、合併に関する質問や意見のほか、新市のまちづくりに対するご提言などを多数いただきました。うち、合併協議会主催の3会場には、373人が参加しました。なお、合併協議会主催の説明会の主な質問と回答の要旨は、合併協議会ホームページに掲載の予定です。

ホームページアドレス<http://www.kkfgappeikyoku.jp>



第8回合併協議会の概要

報告事項

報告第24号

【Bランク事務事業の調整方針】

第8回協議会では、Bランク事務事業（幹事会で調整方針を決定するもの）の調整方針が報告されました。なお、詳しくは、合併協議会ホームページや公共施設に配置してある合併協議会資料をご参照ください。

合併協定項目の協議

議案第58号 vvvvv承認

【議会の議員の定数及び任期の取扱い（その2）（継続協議）】

（協定項目7）

合併後最初に行われる議会の議員の一般選挙における議員の定数は、30人とし、

合併後2回目に行われる議会の議員の一般選挙における議員の定数は、28人とし、

川里町及び吹上町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用

し、鴻巣市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き鴻巣市の議会の議員として在任します。

ワン・ポイント

現在、鴻巣市議会の議員定数は26人、川里町議会の議員定数は14人、吹上町議会の議員定数は16人の合計56人となっています。

合併後の議会における議員の定数及び任期の取扱いについては、第1回協議会の調整方針に基づき、議会間での調整等を図りながら継続して協議を行った結果、議会の議員定数は、合併後の最初の選挙（平成19年4月予定）で30人（法定定数34人）に減員し、2回目の選挙（平成23年4月予定）で28人に減員することが承認されました。また、川里町及び吹上町の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定による在任特例を適用し、平成19年4月まで引き続き鴻巣市の議員として在任することが承認されました。

議案第76号 vvvvv承認

【合併の期日（その2）】
（協定項目2）

合併の期日は、平成17年10月1日とします。

ワン・ポイント

合併の期日は、第1回協議会の調整方針に基づき、平成17年9月を目的に、具体的な期日は、合併協議の進捗状況や住民生活への影響、新市への準備状況などを総合的に勘案し、別途協議することとなっていました。合併協議会における合併協定項目の協議について終了の目的が果たされたことから、合併の期日は、平成17年10月1日とすることが承認されました。



ホームページで
情報公開中

<http://www.kkfgappeikyou.jp>



合併協議会では、協議会の開催状況や会議資料、会議録、新市建設計画に関する各種資料、住民説明会開催状況、合併協議会だよりなど、合併に関する幅広い情報をホームページで公開しています。皆さんからのアクセスをお待ちしています。

会議資料を17か所で公開中です

合併協議会の会議資料等は、次の17か所でご覧いただけますので、ご利用ください。

- 鴻巣市
市役所市政情報コーナー、各公民館、コミュニティセンター、図書館
- 川里町
役場企画財政課、図書館
- 吹上町
役場情報公開コーナー、図書館
- 合併協議会事務局



新鴻巣市誕生までのスケジュール

これまでの主な取り組み

合併協議会での協議
新市建設計画検討委員会での検討
住民の皆さんへの情報提供

- ・合併協議会だより
- ・ホームページ
- ・住民説明会

合併協定書の調印
(平成17年1月24日)
市・町議会における合併関連議案の議決
(平成17年1月31日・2月1日)
埼玉県知事へ合併の申請
(平成17年2月1日)

今後のスケジュール

埼玉県議会の議決
(2月埼玉県議会)
埼玉県知事の決定

総務大臣へ届出
総務大臣告示

平成17年10月1日
新鴻巣市誕生

吹上町

人口 28,504人
世帯数 10,233世帯

川里町

人口 7,982人
世帯数 2,295世帯

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

鴻巣市

人口 84,282人
世帯数 30,112世帯

平成17年1月1日現在

ご意見をお寄せください

合併に関するご意見やご質問等については、合併協議会事務局へお越しいただくか、お手紙・ファクシミリ・電子メール等で、鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会事務局へお寄せください。

〒365-0032
鴻巣市中央1-32
(旧埼玉縣信用金庫
鴻巣市役所前出張所1F)
電話 544-5410
FAX 541-9717
電子メール gappei@city.kounosu.saitama.jp

